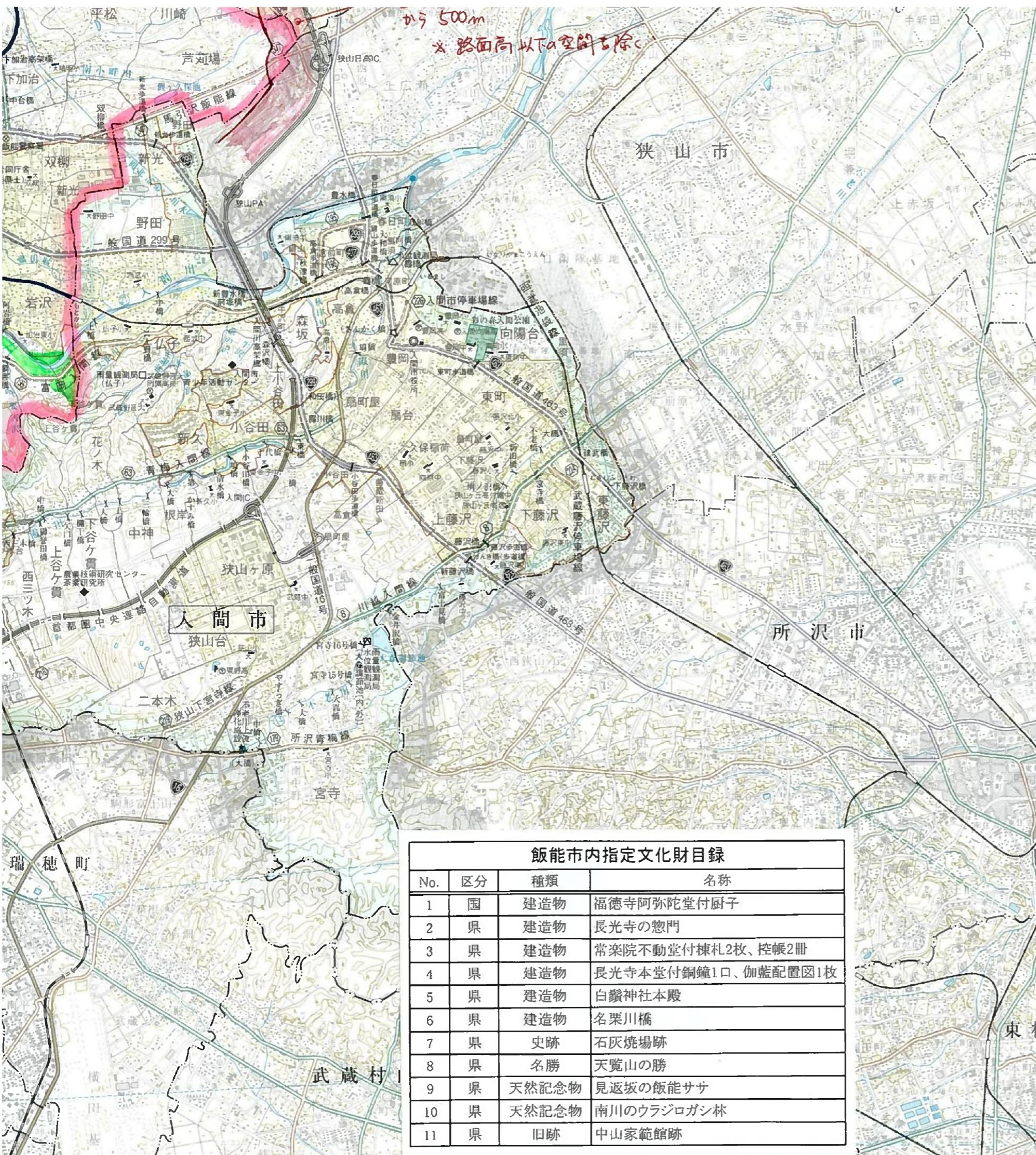


凡例



No.	区分	種類	名称
1	国	建造物	福德寺阿弥陀堂付厨子
2	県	建造物	長光寺の惣門
3	県	建造物	常楽院不動堂付棟札2枚、控帳2冊
4	県	建造物	長光寺本堂付銅鐘1口、伽藍配置図1枚
5	県	建造物	白鬚神社本殿
6	県	建造物	名栗川橋
7	県	史跡	石灰焼場跡
8	県	名勝	天覧山の勝
9	県	天然記念物	見返坂の飯能ササ
10	県	天然記念物	南川のウラジロガシ林
11	県	旧跡	中山家範館跡

凡 例			
地域区分	条 例	図 示 方 法	
禁 止 地 域	第4条第1号	第1種、第2種低層住居専用地域 (都市計画法)	都市計画図参照
		風致地区、特別緑地保全地区、 生産緑地地区(都市計画法)	なし
	第4条第2号	市民農園区域(市民農園整備促進法)	なし
	第4条第3号 及び第4号	文化財 (文化財保護法及び埼玉県文化財保護条例)	●
	第4条第5号	風致保安林(森林法)	なし
	第4条第6号 及び第7号	自然環境保全地域 (自然環境保全法及び埼玉県自然環境保全条例)	なし
	第4条第8号 及び第9号	道路、索道(知事が指定する区間)、 道路、索道から展望することができる地域 で知事が指定する区域	■
		鉄 道	—
	第4条第10号	都市公園(都市公園法等) <small>(都市計画法第66条)</small>	都市計画図参照
	第4条第11号	河川、湖沼、溪谷、高原、山岳、これらの 付近の地域で知事が指定する区域	■
	第4条第12号	駅前広場	
	第4条第13号	官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、公衆便所の 建造物とその敷地	
	第4条第14号	博物館、美術館、病院の建造物とその敷地で、規則で定めるもの	
	第4条第15号	古墳、墓地、これらの周囲の地域で知事が指定する区域	
	第4条第16号	社寺、教会、火葬場の建造物とその境域	

		種 別		種 別		
国 指 定	国・重要文化財	建造物(周囲100m含む)	県	有形文化財	建造物(周囲100m含む)	
		重要有形民俗文化財		有形民俗文化財	建造物(周囲100m含む)	
	史跡	史跡、特別史跡(地域)		指	史跡・旧跡	史跡(地域)
		名勝・天然記念物			名勝、天然記念物、 特別天然記念物(地域)	定

備考:地図中の青丸の数字は、目録の番号である。